

第7209条 照査

1. 照査の目的

受注者は業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、さらに照査を実施し設計図書に誤りがないよう努めなければならない。

2. 照査の体制

受注者は遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置しなければならない。

3. 照査事項

受注者は設計全般にわたり正常時・異常時における処理機能の確保、施設の耐久性及び環境条件に対する適応性、柔軟性を基本として以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

(1) 実施設計（基本設計）

(イ) 基本条件の確認内容に関する照査

(ロ) 検討の方法及びその内容に関する照査

(ハ) 土木設計、建築設計（建築機械、建築電気を含む）機械設計、電気設計の各相互間における整合性に関する照査

(2) 実施設計（詳細設計）

(イ) 設計計画（設計方針、設計条件等）の妥当性の照査

(ロ) 各種計算書の適切性に関する照査

(ハ) 各種設計図の適切性に関する照査

(ニ) 各種計算書と設計図の整合性に関する照査

第3章 港湾等施設設計

第7301条 業務の目的

本委託業務は、港湾、海岸及び漁港の工事を実施するために必要な設計図、計画書等の作成を行うことを目的とする。

第7302条 港湾等施設設計の区分

港湾等施設設計は、次の区分により行うものとする。

(1) 基本設計

(2) 詳細設計

第7303条 設計条件

設計条件は原則として、別添の参考図書一覧表（第1編共通編）の使用する図書または特記仕様書の定めによるものとする。なお、設計条件の決定結果については、調査職員の承諾を受けなければならない。

第7304条 基本設計

1. 基本設計

(1) 設計対象施設及び対象範囲については、特記仕様書の定めによるものとする。

(2) 基本設計の業務は、第7303条設計条件に基づき、景観、環境等の諸要素も配慮して行うものとする。

2. 比較対比

基本設計においては、考えられる幾つかの構造形式のうち適する3案程度について安定計算、工費、施工期間、施工の難易等を比較検討し、最適な案を選定するものとする。

3. 概算工事費の算定

主要な工種について概算数量を算出し、概算工事費を算定するものとする。

第7305条 詳細設計